

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

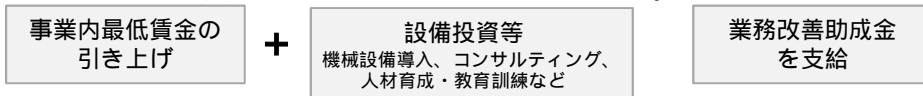
# 「厚生労働省（静岡労働局）における賃上げに向けた支援施策」をご存じですか？



**最低賃金引き上げを行う中小企業を支援します！**

## 業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（ ）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。 各コースに定める金額



<問合せ先> 静岡労働局 雇用環境・均等室 TEL 054-252-5310



## 賃金引上げ特設ページ

賃金引き上げに向けた取組事例、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索、賃金引上げに向けた政府の支援情報、労働生産性の向上等による賃金引上げの取組など調査等情報など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



**非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善などに取り組む事業主を支援します！**

## キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものです。

正社員化支援	処遇改善支援
正社員化コース 障害者正社員化コース	賃金規定等改定コース 賃金規定等共通化コース 賞与・退職金制度導入コース 短時間労働者労働勤務延長コース

<問合せ先> 静岡労働局 職業安定部職業対策課 TEL 054-653-6116



**社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます！**

## 静岡働き方改革推進支援センター

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。

<問合せ先> 静岡働き方改革推進支援センター TEL 0800-200-5451

相談申し込みはこちら Facebookはこちら



取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

# 「パートナーシップ構築宣言」をご存じですか？

## サプライチェーン全体の共存共栄



親事業者



下請事業者



適切な価格転嫁と適正な取引を促進するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄や企業の稼ぐ力の向上、賃上げにつなげるための取組の一つです。



### 「パートナーシップ構築宣言」への登録・宣言企業の確認はこちらです！

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守を宣言するものです。



### パートナーシップ構築宣言企業、賃上げを実施する企業等への優遇措置はこちらです！

パートナーシップ構築宣言を宣言・公表した企業は、各種の補助金について加点措置が受けられる等、優遇措置が受けられるようになりました。



### Q 「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請があったらどうすれば・・・

例えば...



注意

無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額  
親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延  
過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送  
納期や工期の過度な年度末集中

### A 「下請中小企業振興法」や「独占禁止法」に定める禁止行為がありますので、各相談窓口をご利用ください。

#### 静岡よろず支援拠点

各都道府県に設置され、静岡県では静岡商工会議所が実施機関となり、経営上のあらゆるお悩みの解決に向け、何度でも助言・支援いたします。



#### 下請かけこみ寺

全国48か所に設置され、静岡県では（公財）静岡県振興財団に設置されており、取引上の悩みの解決に向け、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

